

## ひな祭りの由来

雛人形の歴史は古く平安初期、今から 1,000 年も前にさかのぼります。源氏物語の中にも「ひいな遊び」と呼んで宮中の幼い姫たちの人形遊びが記されています。古くから中国には3月3日あるいは、三月上巳（最初の巳の日）に水辺でお祓いをする行事がありました。この

行事が日本に伝わり、お払いをした人形（紙や草でつくった簡素な型代）を水に流して送る日本古来の風習と結びつ



いて「流し雛」の風習が生まれました。これがひな祭りの起こりといわれています。



### 介護保険シリーズ③

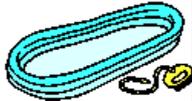
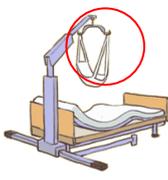
## 特定（介護予防）福祉用具販売について

#### ■ 概要

特定（介護予防）福祉用具とは、在宅の要支援・要介護者が入浴・排せつに用いる特定（介護予防）福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行ない、これらの販売を行うサービスで、介護保険を利用して購入することができます。

指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所から購入した費用（実際の購入費の9割相当）は償還払い・受領委任払いの方法があります。

## ■ 特定（介護予防）福祉用具

用 具	種 類	
腰掛便座		ポータブルトイレ、和式便器の上に置く便座、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、立ち上がる動作を助ける便座
特殊尿器		尿又は便が自動的に吸引されるもの
入浴補助用具		入浴用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽用すのこ、浴槽用手すり、入浴用介助ベルト
簡易浴槽		空気式、折りたたみ式などで、排水工事が不要なもの
移動用リフトのつり具の部分		リフトに連結可能なもの※

## ■ 標準的なサービス

福祉用具購入費の支給限度基準額は、1年間（各年4月1日から12か月間）で10万円です。支給額は、実際に福祉用具の購入に要した費用の9割相当額で、9万円（支給限度基準額10万円の9割）を上限として支給されます。

なお、原則として、支給は、同一種目につき1回に限られています。

## ■ 利用者の負担

福祉用具購入費の1割を負担します。

（いったん費用の全額を支払い、その後で9割相当額が支給されます。）

販売事業者の中には、受領委任払いに対応できる事業者があり、その場合、自己負担額の1割分を支払うだけで購入できます。対応できるかは、販売事業者にご確認下さい。

## ■ 手続き

原則として、介護（予防）サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護（予防）サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターに相談してください。

指定（介護予防）福祉用具販売事業所から購入後、領収書やパンフレットなどを添付し、お住まいの市町（保険者）へ支給申請をしてください。

## ■ 問い合わせ先

佐伯区健康長寿課介護保険係 082-943-9730